



The  
Building  
Center  
of  
Japan

## 非常用の進入口性能評価業務方法書

## 第1条 適用範囲

本業務方法書は、以下の性能評価に適用する。

- (1) 建築基準法施行令（以下「令」という。）第126条の6第1項第3号に基づく認定に係る性能評価

## 第2条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下のとおりとする。様式、その他については別に定める申請要領によることとする。

- (1) 性能評価申請書
- (2) 建築計画の概要を記載した図書
- (3) 建築設備の概要を記載した図書
- (4) 非常用進入口の性能に関わる計画の概要を記載した図書
- (5) 建築設計図書（平面図、立面図、断面図及び建築物の各部分の詳細図）
- (6) その他非常用進入口の性能を評価するために必要な事項を記載した図書

## 第3条 評価方法

### (1) 評価の実施

- 1) 評価員は、第2条に定める図書を用い、(2)の評価基準に従って評価を行う。
- 2) 評価員は、評価上必要があるときは、性能評価申請資料について申請者に説明を求め、追加資料の提出を求めることができる。
- 3) 評価員は、評価上必要があるときは、性能評価申請資料に記載された内容の一部または全部の妥当性を試験に立会う等の方法により確認することができる。

### (2) 評価等の方法

消防隊が消防活動（建築物内の在館者の救出及び消火活動）を円滑に行えるために、適切に建築物の内部に進入できる経路が確保できる構造を有する計画であることを、以下の基準に沿って評価する。

- 1) 評価対象となる当該空間は、吹抜けとなっている部分その他の一定の規模以上の空間（平成28年国土交通省告示第786号第1に定める基準に適合するもの）を確保していること。
- 2) 当該空間から容易に各階に進入することができるよう、通路その他の部分であって、当該空間との間に壁を有しないことその他の高い開放性を有していること。
- 3) 本計画について、事前に消防本部等へ相談した上、消防活動に支障をきたす計画でないことを確認していること。

#### 第4条 性能評価書

評価書は、以下の項目について記述する。

- (1) 評価番号、評価完了年月日
- (2) 申請者名（会社名、代表者名、住所）
- (3) 件名
- (4) 評価範囲
- (5) 評価内容概略
- (6) 評価結果
- (7) その他評価過程で評価書に記述が必要と考えられる事項